

質 疑

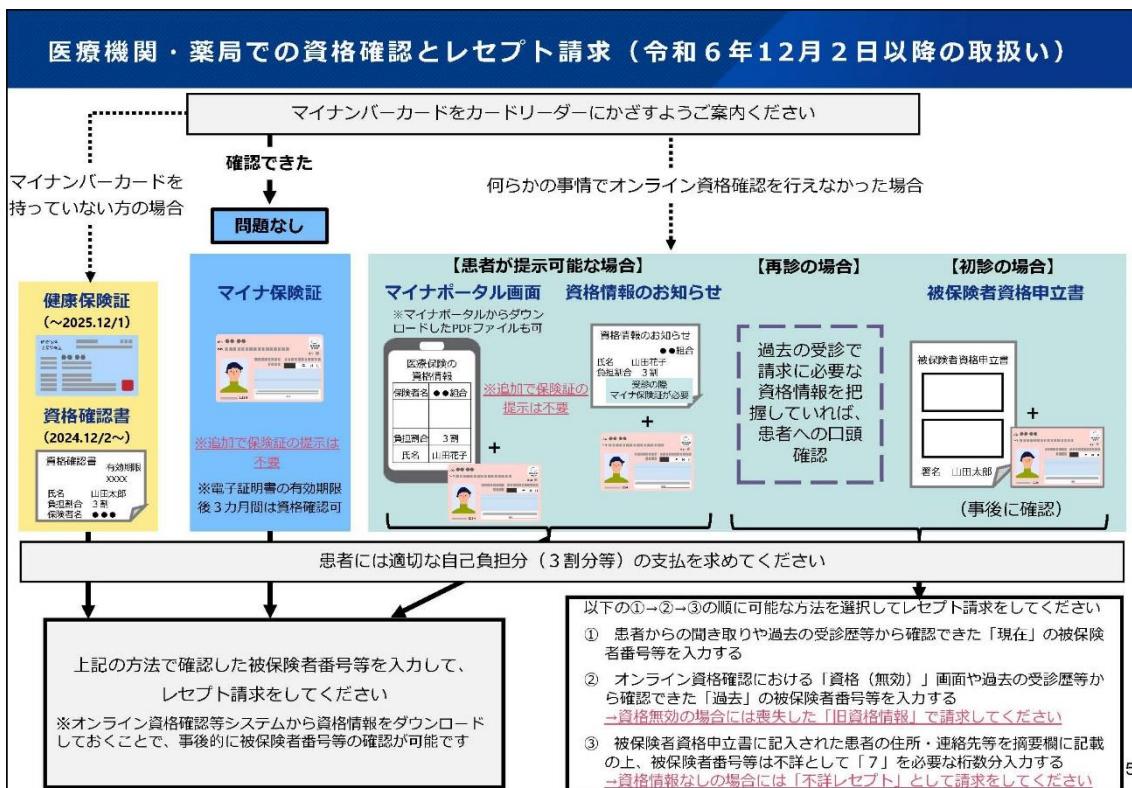
12月2日以降の資格確認方法等について

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。長島委員、お願ひいたします。

○長島公之委員（日本医師会常任理事）

12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行が廃止となる予定ですが、さまざまな報道を受け、国民、患者の皆さまの中には、現在お持ちの健康保険証が使えなくなってしまうと考えておられる方々、あるいはマイナ保険証の利用登録がまだ終わっていない方々など、今後の医療機関受診に不安を感じいらっしゃる方が多くいることと思います。



しかし、先ほど説明がありましたように、資料の5ページで示されたとおり、医療機関等での受付方法は、12月2日以降も、実際にはほとんど変わることがないということがよくわかりました。

新たに窓口で提示されるものに資格確認書が追加される以外、医療機関の窓口での受付方法は現在と全く変わらないと言えます。

今後、マイナ保険証、医療DXを進める上で、国民が誰1人、日本の医療制度から取り残されないという安心感こそが最大の推進力です。

したがいまして、国民、患者の皆さまが安心して医療機関を受診できるよう、これは国の政策として行うわけですから、厚生労働省が全力で、わかりやすく、国民に対し、しっかりと周知されるよう、お願いいいたします。

私たち医療機関においても、患者さん等に対する丁寧な案内に努めてまいりたいと思います。

また、保険証の問題ですので、保険者の役割は極めて大である。大きく期待しております。

関係者全員が一致協力して、しっかりと国民に安心を届けていくものというふうに考えております。私からは以上です。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、ありがとうございました。ほか、それでは林委員、お願いいいたします。

○林正純委員（日本歯科医師会常務理事）

はい、ありがとうございます。マイナ保険証の利用促進等についてのご説明ありがとうございました。数点、要望させていただきます。

まず、オンライン資確認の利用状況ですが、全人口の75.2%がマイナカード保有者で、そのうち81.2%が保険証登録割合とのことで、マイナ保険証をお持ちの方が全人口の6割強と、まだまだ国民の、足下の保有率は低いという印象を受けました。

日歯も窓口で声かけの徹底などを推進してはおりますが、利用率は低迷しております。

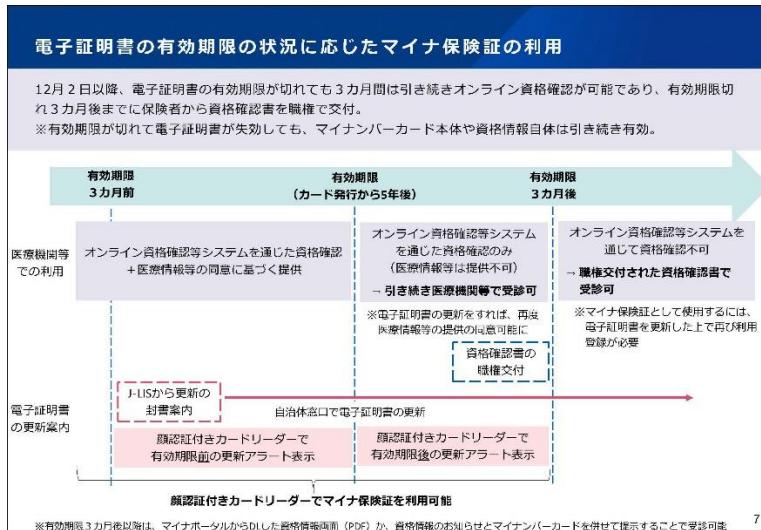


引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますが、その上で、この1ページの医療機関受診者におけるマイナカード保有者やマイナ保険証登録者数は推計値となっておりまして、実態をしっかりと把握する方法も、今後、必要ではないかと感じておるところでございます。

マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の対比表			
マイナ保険証の有無	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書
マイナ保険証の有無 対象者	あり	あり	なし
マイナ保険証の有無 対象者	マイナンバーカードを取得して保険料未登録をした方	マイナ保険証の保有登録 ※該当保険者は年々保険料は全加入者、それ以降は新規登録料未登録の方	該当保険証を受けることができる方 (マイナ保険証未保有者、マイナンバードラフト未登録者)
取得方法・ 受取手段	自治体に交付申請、原則対面での受取	保険者が申請によりらず交付	当分の間はマイナ保険証未保有者等に保険料未申請によりらず交付 (原則は申請交付)
用途・使用 方法	医療機関での資格確認時に、顔写真付きカードリーダーにかざして利用 ※該当・顔写真入り・医療機関のいずれかで 入力確認	単体では医療不可。 マイナ保険証が読み取れない場合や、オシண義務対象外登録、絶対指置対象登録でカードリーダー設置されおらず、オンライン資格確認が受けられないと場合等に、マイナ保険証と併せて提示することで医療可能	医療機関での資格確認時に窓口に提示 ※該当の医療機関へ
券面事項	氏名・生年月日・性別・住所 ※裏面にマイナンバー	氏名、被保険者番号（負担割合）・保険者名	氏名、生年月日・性別、被保険者番号（負担割合）・保険者名、住所
様式・素材	カードのみ	A 4 枚（右下等で切り取り可）	基本はカード型 (その他、ハガキ・A 4 等型)
発行開始時期	窓口開始済み	令和6年12月2日～ ※該当保険者は令和6年9月から開始。地域医療（市町村固有）は基本的には保険証の発行が切れるタイミングで交付 ※このとの、12月以降、新規加入時や負担割合変更時等に	令和6年12月2日～ ※基本的な運用として現在の保険証の有効期限が切れるタイミング又は医療機関が終了するタイミングで一括で隠岐交付。その他新規加入時等に隠岐交付
有効期限	電子証明書は5年間 ※更新時は市町村にて手帳が必要。未更新のままとし利用登録が解除され資格確認書が職務交付	負担割合等が変わらない範囲内では利用可能 ※後述保険者等については、保険者が有効期限を設定	最大5年で発行者が止め新規 ※更新あり

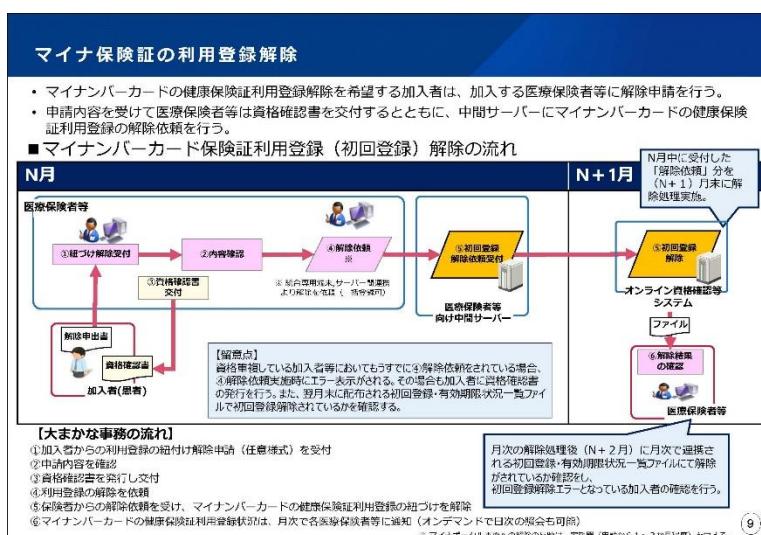
次に、4ページの資格情報のお知らせや資格確認書などの名称が列挙されておりますが、この違いに関しましては国民が理解しているか疑問を感じております。

オンライン資格の義務化対象外医療機関も含めて、こういった丁寧な周知は必要と考えております。



次に、7ページですが、マイナカードの電子証明書は、現在、有効期限5年で市区町村の窓口における再度の手続きが必要で、今後、混乱が予想されるところです。

今回、マイナ保険証の有効期限の猶予をお示しいただき感謝しておりますが、電子証明書の期間を含めて、スムーズで簡便な手続きをご検討いただきたいと思っております。



最後に9ページですが、利用登録解除の情報が必要であるのは理解しておりますが、推進している中で利用をやめる意識が助長されないよう、引き続き、医療DXの基盤であるマイナ保険証のメリットを国民にしっかりと理解してもらえますよう、厚生労働省としても、よろしくお願ひいたしたいと思っております。私からは以上でございます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

ありがとうございました。続きまして、それでは森委員、お願ひいたします。

○森昌平委員（日本薬剤師会副会長）

はい、ありがとうございます。まず1ページ目のオンライン資格確認の利用状況についてですけども、今、林委員からもありましたけど、マイナ保険証の利用率は伸びているんですが、まだまだ伸びる余地があるんじゃないかというふうに思っています。

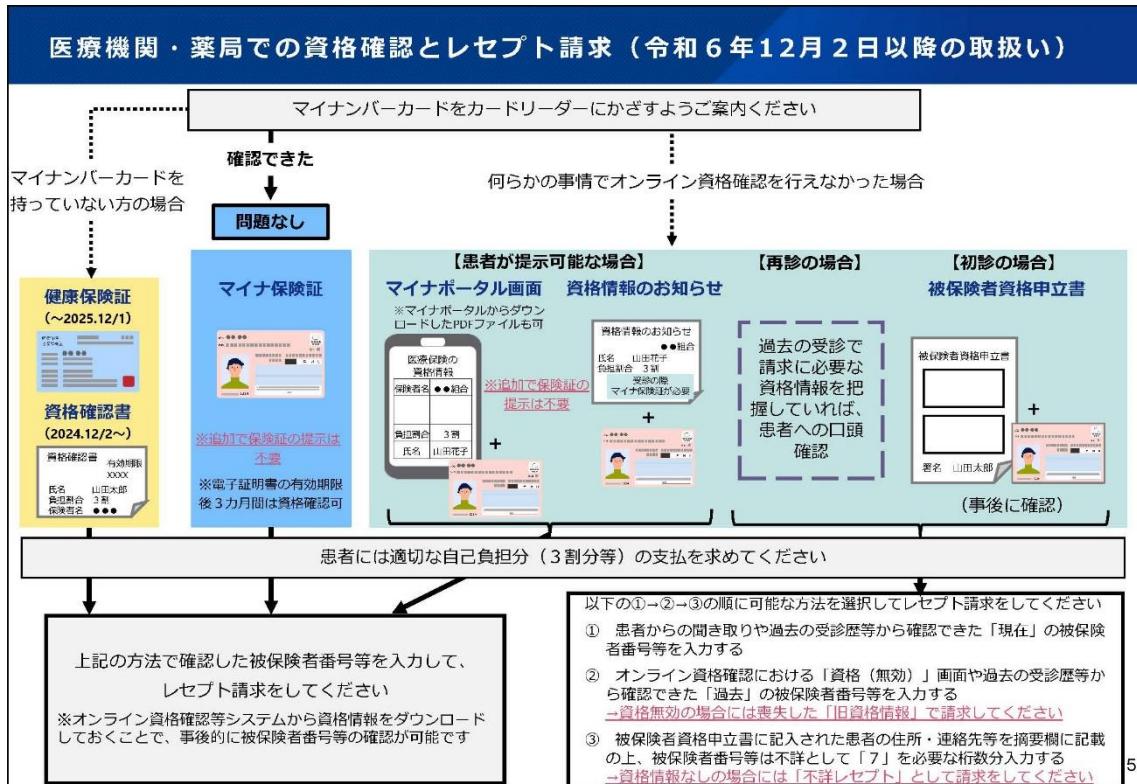
以前、私の薬局の現状をお話しさせていただいたんですけども、一番伸びているところ、50超えたんですけど、ちょっと止まってしまって、正直、止まってしまっている。

それから、同じようにポスターを掲示したり、声かけ、パンフレットやって、まだ1桁台のところなんんですけど、正直、なかなか伸びが良くないんですね。現場では今後もしっかりと取り組んでいきますので、国のはうでも、ぜひ啓発等をお願いをしたいというふうに思っております。

それから、あと、5ページ目についてなんんですけども、医療機関における対応のフローについて整理していただき、ありがとうございました。

マイナ保険証の更なる推進に関しては、引き続き詰める必要があると思うんですけども。

まず、長島委員からもありましたけども、12月2日を迎えるにあたって、まず重要なことは国民や医療現場が混乱しないよう、12月2日以降、新規の保険証の発行がなくなること。資格確認書の発行、その取扱い等を国民に十分に周知、理解してもらうことだというふうに思っております。



引き続き、現場でも丁寧に対応していきたいというふうに思っていますけども、国民が安心して医療機関を受診、薬局を利用できるように、国としても、しっかりと周知や支援などをお願いしたいと思います。以上です。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、ありがとうございました。ほかは、よろしいですか。はい、それでは、松本委員、お願いいたします。

○松本真人委員（健康保険組合連合会理事）

はい、ありがとうございます。今、2号側委員からも多数、ご意見いただきましたけども、

こういう施策をですね、進めることに関しては、こうした各団体、ならびにですね、一致して進めるということは、もう確認済みでございますので、周知広報をしっかりしてですね、何とか12月2日を迎えるように、われわれも努力してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。いろいろご要望はいただきましたけど、事務局、いかがですか。

○厚労省保険局医療介護連携政策課・山田章平課長

はい、ありがとうございます。長島委員から「安心感が推進力だ」というお言葉をいただきまして、まさにそのとおりだなあというふうに思っております。

林委員、森委員からも、丁寧な周知、混乱しないように啓発をしっかりと、というお話をいただきました。しっかりと取り組んでいきたいと思います。

また、松本委員からも「各団体協力して」ということもありました。医療機関・薬局の皆さんだけでなく保険者の皆さんと一緒に厚生労働省が先頭に立って周知広報をし、混乱なく進めていきたいというふうに思っております。

その先に医療DXがしっかりと進むということだと思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

はい、ありがとうございました。ほかは、よろしいでしょうか。いいですか。
はい。ほかには特にご質問等ないようですので、本件に係る質疑はこのあたりとしたいと思います。

今後、事務局におかれましては本日いただいたご意見も踏まえて対応していくようにお願いいたします。

本日の議題は以上となります。次回の日程につきましては、追って事務局よりご連絡いたします。それでは、本日の総会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

（配信終了）